

ID: 16

担当部署: 企画課

処分の概要	占用の許可		
例規名 根拠条項	八頭町鉄道施設占用規則 第2条第1項		
例規番号	平成22年規則第23号		
<p>【根拠条文】 (占用許可申請書等の添付書類) 第2条 占用の許可を受けようとする者は、鉄道施設占用許可申請書及び協議書(様式第1号)をあらかじめ町長に提出し許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項に定める鉄道施設占用許可申請書及び協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該申請書及び協議書が更新又は変更に関するものである場合において町長が認めたときは、その一部を省略することができる。</p> <p>(1) 位置図 (2) 一般平面図 (3) 工作物、物件又は施設(以下「工作物等」という。)の構造図 (4) 占用面積計算書及び丈量図 (5) 工作物等の設置の工事を伴う場合にあっては、当該工事の設計図及び実施方法を記載した書面 (6) その他町長が必要と認める書類</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日